

説明書

1. 業務概要

(1) 業務名 豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業

(2) 業務目的 本市の観光情報及び市政情報を迅速かつ効果的に発信するためのツールとして、JR飯田線豊川駅東西自由通路にデジタルサイネージを設置し、日本三大稻荷の一つとされる豊川稻荷等への来訪者に、市内の観光情報を視覚的に提供することで、市内観光地周遊への誘導促進に繋げることを目的とする。

(3) 業務内容 別紙「豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係る仕様書」のとおり

(4) 業務場所 JR 豊川駅東西自由通路
※別紙「豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係る仕様書」のとおり

(5) 業務期間 契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで
※ただし、令和8年10月31日までに、既存設置物の撤去、本業務で必要となる機器の設置及び運用試験等を実施すること。

(6) 予算概要 豊川市の費用負担は無いものとする。事業の実施に係る全ての費用は設置事業者の負担とする。

(7) 提案書提出者に要求される資格要件、技術者の資格条件等

- ① 「豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係る仕様書」に基づく業務を行うことができる。
- ② 令和6・7年度の本市競争入札参加資格において、「（業務）役務の提供等」のうち「（営業種目）その他の業務委託等、（取扱内容）その他」の資格を有していること。競争入札参加資格を有していない場合は、令和8年2月16日までに申請すること。令和8・9年度の競争入札参加資格について、令和8年2月16日までに申請すること。
- ③ 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分またはこれに準ずる措置を受けていないこと。
- ④ 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ 豊川市プロポーザル方式実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- ⑨ 過去に広告付きデジタルサイネージ設置実績があること。もしくはそれに類似する業務実績があること。

2. プロポーザル方式

(1) 実施方法 公募型

(2) 実施理由 民間事業者のデザイン能力、企画力及び技術提案力を生かし、提出される提案書の比較検討及び選定委員による採点が行われることにより、本市にふさわしい業者を決定することができる。

3. 説明書に対する質問

(1) 受付期間 令和8年1月30日（金）～同年2月6日（金）

(2) 提出場所 豊川市産業環境部商工観光課

(3) 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp）

※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記したうえで、質問事項が明確にわかるようにすること。また、電子メール送信後は、電話にて提出した旨を商工観光課の担当まで連絡すること。

(4) 回答方法 出された全ての質問とその回答は、令和8年2月10日（火）までに電子メール及び本市ホームページに掲載するものとする。

4. 参加表明書

(1) 参加表明書の作成様式 別紙「参加表明書（様式第3号）」のとおり

(2) 提出書類等の留意事項

① 経営状況等（資本金、売上高、自己資本率等）

資本金、売上高等が確認できる資料（財務諸表）を添付してください。

② 同種または類似業務の実績

同様の事業実績があれば、その内容がわかる資料を添付してください。

③ 当該業務の実施体制

当該業務の受託者と選定された場合の専任実施体制をがわかる資料を添付してください。

④ 豊川市における業務実績

本市における過去の業務実績があれば、その内容がわかる資料を添付してください。

⑤ 賠償責任保険の有無

加入があれば保険の種類、未加入でこれから加入の意思があればその旨がわかる資料を添付してください。

⑥ 社会的貢献の状況

社会的貢献（表彰や社会貢献活動の実績など）がわかる資料を添付してください。

⑦ その他

参加表明にあたり、特筆すべき事項があれば添付してください。

(3) 提出期限 令和8年2月12日（木）午後5時15分必着

(4) 提出場所 豊川市産業環境部商工観光課

(5) 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp）

※PDF形式で提出すること。電子メール送信後は、電話にて提出した旨を商工観光課の担当まで連絡すること。

(6) 問合せ先 豊川市産業環境部商工観光課 担当：佐野・滝川

電話 0533-89-2140

5. 提案書提出者を選定するための基準及び選定する概数

(1) 選定するための基準

| 評価項目 | 評価の視点 | 指標 |
|---------|---------------------------|----------------|
| 1 経営規模 | 経営規模は妥当か | 資本金、売上高 |
| 2 経営状況 | 経営状況は安定しているか | 財務諸表・自己資本比率 |
| 3 業務実績 | 当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有するか | 同種・類似業務の実績 |
| 4 業務遂行力 | 業務実施体制は妥当か | 実施体制 |
| 5 専任性 | 当該業務に専任できる体制か | 手持ち業務量 |
| 6 地域精通度 | 本市の情報等を熟知しているか | 本市における過去の業務実績等 |
| 7 瑕疵担保力 | 瑕疵に対する責任はとれるか | 賠償責任保険の加入予定の有無 |
| 8 倫理観 | 社会的な貢献はどうか | 表彰や社会貢献活動の実績 |

(2) 選定する概数 5者

6. 企画提案書の作成

(1) 提出書類 A4 サイズで 15 頁以内（表紙及び目次は頁数に含まない）とし、「豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係る仕様書」、下記「7. 受託候補者を特定するための評価基準及び評価方法」を踏まえ、簡潔明瞭に作成すること。（評価基準の項目に沿って記載する等配慮すること。）

(2) 留意事項 提案書等には、選定委員会において公平な選定に資するため、会社名など提案者が判明するような内容を記載しないこと。

(3) 提出期限 令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 5 時 15 分必着

(4) 提出場所 豊川市産業環境部商工観光課

(5) 提出方法 電子メールのみとする。（メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp）
※ PDF 形式で提出すること。電子メール送信後は、電話にて提出した旨を商工観光課に連絡すること。なお、電子メールの受信可能容量は 1 通あたり約 20MB のため、必要に応じてオンラインストレージサービスや CD-R での提出も可とするがデータサイズはなるべく小さくすること。

(6) 問合せ先 豊川市産業環境部商工観光課 担当：佐野・滝川
電話 0533-89-2140

7. 受託候補者を特定するための評価基準及び評価方法

| 評価項目 | 評価の視点 | 指標 |
|------------|---|-------------------|
| 1 業務内容の理解度 | 業務内容の理解度は十分か | 業務実施方針の内容 |
| 2 実施体制 | 業務のスケジュールは妥当か | スケジュール、実施手順、業務フロー |
| | 緊急時にも対応できるようサポート体制が整っているか | |
| 3 提案内容 | 仕様書の基本構成を受け、機器・画面構成について見る側がわかりやすいものであるか | 提案の内容 |

| | | |
|----------|---|-----------|
| | 観光情報・市政情報を効果的にPRすることができるよう構成・デザインであるか | |
| | 広告の募集方法や内容の審査フローが適切であるか | |
| | 機器設置について、転倒対策や通行路の確保などの安全対策・防犯対策は工夫されているか | |
| | 次年度以降の保守管理について提案されているか | |
| 4 意欲、説得力 | 説明に意欲、説得力があり論理的か | ヒアリング等の内容 |
| 5 協調性 | 意思疎通が容易で、協調性があるかどうか | ヒアリング等の内容 |
| 6 業務実績 | 類似業務を受託し、経験豊富であるか | 実績件数 |
| 7 個別提案内容 | 上記以外に関する提案はどうか | 提案の内容 |

8. 選定しなかった理由等に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、提案書提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を書面により通知する。
- (2) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその特定されなかった理由を書面により通知する。

9. 募集から受託候補者特定までのスケジュール

| | |
|---------------------|--------------|
| 手続き開始の公表 | 令和8年1月30日（金） |
| 質問書の提出期限 | 令和8年2月6日（金） |
| 参加表明書の提出期限 | 令和8年2月12日（木） |
| 提案書提出者の選定 | 令和8年2月16日（月） |
| 選定通知及び提案書提出要請書の送付 | 令和8年2月16日（月） |
| 提案書の提出期限 | 令和8年3月16日（月） |
| プレゼンテーション及びヒアリングの実施 | 令和8年3月24日（火） |
| 受託候補者の特定（選定委員会の開催） | 令和8年3月24日（火） |
| 特定結果の通知・公表 | 令和8年3月31日（火） |

10. その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書、提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効

とともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

- (4) 提出された参加表明書または提案書は、返却しない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書または提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果について情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例（平成13年豊川市条例第4号）に基づき開示する。

連絡先：豊川市役所 産業環境部商工観光課観光係
担当：佐野・滝川
電話：0533-89-2140
e-mail：shoko@city.toyokawa.lg.jp